

12月1日から児童扶養手当の一部が改正されます

これまで、公的年金(遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など)を受給している方は、母子家庭や父子家庭などの方に支給される児童扶養手当を受給できませんでした。しかし、12月1日(月)から公的年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。新たに児童扶養手当を受給するためには、子育て支援課での申請が必要です。

▶今回の改正により新たに手当を受給できる場合

- ・子どもを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子どもが低額の遺族年金のみを受給している場合 など

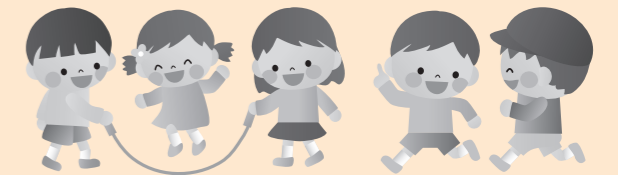
▶支給開始日

手当は、申請の翌月分から支給開始となります。
※これまで公的年金を受給していたことで、児童扶養手当が受給できなかった方のうち、12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、12月分の手当から受給されます。なお、12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月10日(金)に支払われます。

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線262)

児童扶養手当の月額

- ・子ども1人の場合
【全部支給】41,020円
【一部支給】41,010円～9,680円(前年の所得に応じて決定されます)
- ・子ども2人以上の加算額
【2人目】5,000円
【3人目以降】1人につき3,000円
※受給している年金額が手当額より低いかどうか、確認してください。



行田市ファミリー・サポート・センターの協力会員を募集しています

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行いたい方(協力会員)と育児の援助を受けたい方(依頼会員)との間の相互援助活動を支援しています。いずれも、あらかじめ会員登録が必要で、会員間の利用調整は行田市社会福祉協議会が行います。

また、ファミリー・サポート・センターでは、随時育児の援助を行っていただけの協力会員を募集しています。子育て経験から得た育児のノウハウを活用したい方、子どもが好きな方、自身の余暇時間を活用したボランティア活動に興味のある方など、多くの方の登録をお待ちしています。

▼主な活動内容

- ・保育園、幼稚園、小学校および学童保育室などへの送迎、下校後・降園後の一時預かり
- ・冠婚葬祭や学校行事など、保護者の突発的な外出時の一時預かり

▼応募条件 市内在住の方※送迎を行う方は、普通運転免許証および自家用車を所有していること

▼謝礼 協力会員には、有償ボランティアとして謝礼を支払います。

- ・【月～金曜日(祝日を除く)】の午前7時～午後7時】30分当たり350円
- ・【右記以外】30分当たり400円
- ・【連絡手数料】1回の活動につき

100円

100円

▼登録先 行田市社会福祉協議会、子育て支援課

▼問い合わせ 同協議会 ☎55017620または同課保育担当(内線263)

平成27年度 小・中学校のきょうしきらサポーターを募集します

市では、小・中学校の特別支援学級などで、児童生徒に対して学校生活上の補助を行う「きょうしきらサポーター」を募集します。資格は特に問いません。特別支援教育に理解のある方、子供たちに関わる仕事の経験がある方をはじめ、多くの方の応募をお待ちしています。

▼勤務時間 原則、勤務校の始業時刻から終業時刻まで(夏休みや冬休みなど長期休業日は勤務なし)

▼勤務場所 市内の小・中学校

▼賃金 時給830円(交通費などの支給はありません)

▼選考方法 書類審査および面接(2月上旬～中旬)

▼申し込み 学校教育課で配布している指定の履歴書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、平成27年1月9日(金)までに持参または郵送で提出してください。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市教育委員会学校教育課

▼問い合わせ 同課指導担当 ☎55018316

ご利用ください 病児・病後児保育

病児・病後児保育施設とは、保護者の就労などにより、病気や病後回復期の子どもを保育できないときに、子どもを預かる施設です。なお、施設では看護師と保育士が保育を行いますので、安心です。「子どもが病気だけど、どうしても仕事が終わらない」「冠婚葬祭が入ってしまった」「保護者が病気になってしまった」こんなときは、ぜひご利用ください。

▼施設 病児・病後児保育所「げんきキッズ」 ☎090-8111-8751(小見1404-1)

▼対象 乳幼児～小学3年生

▼保育時間 月～金曜日の午前8時～午後6時

▼利用方法

- ①事前に施設へ病児・病後児保育利用者登録書(子育て支援課または「げんきキッズ」で配布)を提出する。
- ②主治医または小児科医の診察を受け、病児・病後児保育利用申請書の医師確認欄に記入してもらう。
- ③前日までに施設へ利用予約をする。
- ④利用日当日は、次のものを持参の上、来所する。

▼利用日当日に持参するもの 利用申請書、印鑑(朱肉を必要とするもの)、保育を行う子どもの健康保険証、子ども

も医療費受給資格証、利用料

▼利用料金 2千円(市民税非課税世帯は無料)

▼問い合わせ 同課子育て支援担当(内線262)

南河原保育園の煙突撤去工事に伴い園舎などを移転します

南河原保育園の煙突撤去工事に伴い園児の安全を確保するため、一時的に「つどいの広場みなみかわら」へ園舎を移転します。また、園舎の移転に伴い「つどいの広場みなみかわら」については南河原支所内南河原学童保育室で実施します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

▼工事期間 平成27年1月5日(月)～31日(土)

南河原保育園

・移転先 つどいの広場みなみかわら(南河原2611-2)

・電話番号 557-3234

つどいの広場みなみかわら

・移転先 南河原支所内南河原学童保育室(南河原790)

・開所日時 月・水・金曜日の午前9時～午後2時

・電話番号 557-3331(工事期間中のみ)

▼問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線292)

今年も行田市国保特定健診、後期高齢者健診はもう受けましたか



国保マスコット健康まもるくん

今年の国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査はもう受けましたか。

健診期間は、平成27年2月28日(土)までです。自覚症状なく進む生活習慣病の発病や重病化の予防を図るため、健診は重要な役割を担っています。健診を毎年受けて、自分の健康状態をチェックしましょう。

- ・対象の方には5月下旬に受診券を送付しています。
- ・実施できる医療機関など、詳しくは受診券に同封の「健康診査のご案内」をご覧ください。
- ・平成26年10月6日時点で行田市国保特定健診の受診を確認できなかった方には、11月に行田市国保特定健診の案内はがきを送付しました。

※今年度既に受診している場合や、国保の資格を喪失した場合は、行き違いですのでご容赦ください。

▶問い合わせ 【国保特定健診】保険年金課国保担当(内線271) 【後期高齢者健診】同課医療担当(内線226)

きもちリフレッシュ講演会

新春初笑い! 落語家に学ぶストレス解消発声法講座

笑ったり声を出したりすることは、免疫機能が活発になるだけでなく、ストレス解消にも効果があります。お腹の底から声を出して、新春を晴れやかな気持ちで迎えましょう。

▶日時 平成27年1月9日(金)午後2時～4時(開場は午後1時30分)

▶場所 商工センターホール

▶内容 柳家小団治さん(落語家)による講演「落語家に学ぶストレス解消発声法&あなたも落語家体験講座」

▶定員 150人(先着順)

▶入場料 無料

▶申し込み・問い合わせ

12月25日(木)までに電話で保健センター健康づくり支援担当(市役所内・内線378)